

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、55年3月まで継続して勤務していたが、46年9月から49年1月までC社へ出向していた間も、同行から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事表の記載事項及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、厚生年金保険の適用事業所である限り、申立人の給与から保険料を控除し納付したと考えるので、納付義務を履行していたと思う。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から同年12月まで
厚生年金保険に加入していないときには、国民年金の手続を行い、真面目に保険料を納付してきたので、3か月だけ未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、国民年金への切替手続を適正に行い、保険料を納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、転職に伴う厚生年金保険と厚生年金保険の間の短期の国民年金被保険者期間(申立期間以外の期間に限る。)に係る保険料を5か月から1年9か月経過後に遡って納付していることが確認できることから、その主張には齟齬がある。

また、申立期間は、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間であり、平成9年の基礎年金番号導入後に追加整理された記録であると推認できることから、その時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったものと思料される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日に A 社に入社して、厚生年金保険料を納めていたのに、被保険者期間が 43 年 9 月 1 日からとされている。申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、既に破産しており、当時の人事記録及び関連資料が無い上、当時の事業主は死亡していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、当時の経理部長は、「現場の従業員については、土木部長と重機部長がある程度見極めがついた者の履歴書を私のところへ持って来た。それにより正社員として登用手続を行っていたと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人が名を挙げた同僚 3 人について確認したところ、A 社に入社後直ちに厚生年金保険被保険者となった者は無く、入社後 10 か月目に被保険者資格を取得した同僚の一人は、「当時は、正社員になるまで時間がかかったので、申立人の厚生年金保険の加入日が採用された日と同じでないことは特別不思議ではなかったと思う。」と証言していることから、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。